

2022年9月12日

当座勘定規定等の改正について

株式会社 SBJ 銀行（本店:東京都港区、代表取締役社長:富屋 誠一郎）は、「当座勘定規定」および「小切手用法」、「約束手形用法」を下記のとおり改正いたします。改正後の規定は、改正前よりお取引いただいているお客さまにも適用されます。

記

1. 対象となる規定等

- (1) 当座勘定規定
- (2) 小切手用法
- (3) 約束手形用法

2. 改正日

2022年11月4日（金）

3. 改正内容

- (1) 電子交換所移行に伴い「手形、小切手の支払」、「手形、小切手用紙」、「印鑑照合等」、「個人信用情報センターへの登録」の各条項。
- (2) 取引の制限等
 - A.現在お客さまにお願いしているお取引内容の確認について具体的に記載いたします。
 - B.取引制限を実施する場合の根拠と、取引制限を実施する場合の対象取引を明記いたします。

※具体的な改正内容は、以下をご確認ください。

（当座勘定規定）

第7条 手形、小切手の支払い

- (1) 小切手が支払いのために呈示された場合、または手形が呈示期間内に支払のため呈示された場合には、当座勘定から支払います。
- (2) 前項の支払いにあたっては、手形または小切手の振出しの事実の有無等を確認すること（その旨について書面の交付を求めらることを含みます）があります。
- (3) 当座勘定の払戻しの場合には、小切手を使用してください。

（略）

第8条 手形、小切手用紙

- (1) 当行を支払人とする小切手または取引店を支払場所とする約束手形を振出す場合には、当行が交付した用紙を使用してください。
- (2) 取引店を支払場所とする為替手形を引受ける場合には、預金業務を営む金融機関の交付した手形用紙であることを確認してください。
- (3) 前2項以外の手形または小切手については、当行はその支払いをしません。
- (4) 当座勘定から支払いをした手形または小切手のうちに、本人が振出したものではないものや改ざんが疑われるものがあつた場合には、直ちに当行宛に連絡してください。
- (5) 手形用紙、小切手用紙の請求があつた場合には、必要と認められる枚数を実費で交付します。
- (6) 当座勘定から支払をした手形または小切手の用紙はその支払日から3か月を経過した場合は返却を求めることができないものとします。
- (7) 前項の期間を経過した場合において、本人から請求があつたときは、当行所定の手続きによって当該手形または小切手の写しを交付します。ただし、当行が定める写しの保管期限を経過した場合は、その限りではありません。

(略)

第 14 条 印鑑等の届出

- (1) 当座勘定の取引に使用する印鑑は、当行所定の用紙を用い、あらかじめ取引店に届出てください。
- (2) 代理人により取引をする場合には、本人からその氏名と印鑑を前項と同様に届出てください。

第 15 条 届出事項の変更

- (1) 手形、小切手、約束手形用紙、小切手用紙、印鑑を失った場合、または印鑑、名称、商号、代表者、代理人、住所、電話番号その他届出事項に変更があった場合には、直ちに書面によって取引店に届出てください。

(略)

第 17 条 印鑑照合等

- (1) 手形、小切手または諸届書類に使用された印影（電磁的記録により当行に画像として送信されるものを含まず）を、届出の印鑑と相当の注意をもって照合し、相違ないものと認めて取扱いしましたうは、その手形、小切手、諸届書類につき、偽造、変造その他の事故があっても、そのために生じた損害については、当行は責任を負いません。
- (2) 手形、小切手として使用された用紙（電磁的記録により当行に画像として送信されるものを含まず）を、相当の注意をもって第 8 条の交付用紙であると認めて取扱いしましたうは、その用紙につき模造、変造、流用があっても、そのために生じた損害については、前項と同様とします。

(略)

第 19 条 線引小切手の取扱い

- (1) 線引小切手が呈示された場合、その裏面に届出の印鑑の押印があるときは、その持参人に支払うことができるものとします。

(略)

第 24 条 保険事故発生時における預金者からの相殺

(略)

- (2) 前項により相殺する場合には、次の手続きによるものとします。

①相殺通知は書面によるものとし、複数の借入金等の債務がある場合には充當の順序方法を指定のうえ、通帳に届出の印鑑を押印して直ちに当行に提出してください。ただし、この預金で担保される債務がある場合には、当該債務または当該債務が第三者の当行に対する債務である場合には預金者の債務保証から相殺されるものとします。

(略)

第 25 条 取引の制限等

- (1) 当行は、職業、事業の内容、取引目的等の預金者の情報および具体的な取引の内容等を適切に把握するため、当行が指定する情報（以下、「預金者情報等」といいます。）に関して、提出期限を指定して各種確認や資料の提出を求めることがあります。また、預金者情報等に変更があった場合には速やかに当行に届出てください。
- (2) 前項の各種確認や資料の提出の求めや当行からの連絡依頼に対し、預金者から正当な理由なく当行が指定した期限までに連絡・回答いただけない場合、預金者情報等に変更があったにもかかわらず届出がない場合、その他預金者が本規定に違反しまたは預金者情報等に照らし預金者との取引を継続することが不適切であると当行が判断した場合には、入金・払戻し等の本規定にもとづく取引の一部を制限する場合があります。
- (3) 第 1 項の各種確認や資料の提出の求めに対する預金者の回答、具体的な取引の内容、預金者の説明内容およびその他の事情を考慮して、当行がマネー・ローンダリング、テロ資金供与、または経済制裁関係法令及びその他諸法令等への抵触や公序良俗に反するおそれがあると判断した場合には、入金・払戻し等の本規定にもとづく取引の一部を制限する場合があります。
- (4) 日本国籍を保有せずに本邦に居住する預金者は、在留資格および在留期間その他の必要な事項を当行の指定する方法により届け出るものとします。当該預金者が当行に届け出た在留期間が超過した場合、入金・払戻し等の本規定にもとづく取引の一部を制限する場合があります。
- (5) 前 3 項に定めるいずれの取引の制限についても、預金者からの合理的な説明等にもとづき、取引の一部を制限した事由が解消されたと当行が認める場合、当行は前 2 項にもとづく取引等の制限を解除します。

(略)

第 29 条 個人信用情報センターへの登録

個人取引の場合において、つぎの名号の事由が一つでも生じたときは、その事実を銀行協会の運営する個人信用情報センターに 5 年間（ただし、下記第 3 号の事由の場合のみ 6 か月間）登録し、同センターの加盟会員ならびに同センターと提携する個人信用情報機関の加盟会員は自己の取引上の判断のため利用できるものとします。

- (1)— 差押、仮差押、支払停止、破産等信用欠如を理由として解約されたとき。
- (2)— 手形交換所の取引停止処分を受けたとき。
- (3)— 手形交換所の不渡報告に掲載されたとき。

第 29 条 反社会的勢力との取引拒絶 ～第 31 条 規定の準用

(小切手用法)

- (1) 金額は所定の金額欄に記入してください。
- (2) 金額をアラビア数字(算用数字 1. 2. 3. ……) で記入するときは、チェックライターを使用し、金額の頭には「¥」を、その終りには「※」、「★」などの終止符号を印字するほか、3桁ごとに「,」を印字してください。なお、文字による複記はしないでください。
- (3) 金額を文字で記入するときは、文字の間をつめ、下表の文字一覧のとおり改ざんしにくい文字を使用し、金額の頭には「金」を、その終りには「円」を記入してください。また、崩し字は使用せず、楷書で丁寧に記入してください。
- (4) 金額欄には、第2項または第3項に掲げる事項以外の記入は一切行わないでください。特になつ印や金額の複記が金額欄に重なることがないようにしてください。

●金額を文字で記入する場合に使用する文字一覧

	1		2		3		4		5		6						
漢数字	壹	壺	弍	弍	貳	貳	參	參	四	泗	肆	五	伍	六	陸		
	7		8		9		10		100		1,000		10,000				
	七	漆	質	八	捌	九	玖	拾	什	百	陌	佰	千	仟	阡	万	萬

〈その他〉金、円、圓(円の異体字)、億

※お取扱い上の誤り防止等のため、上表以外の異体字、崩し字のご使用はお控えください。

- 金額を誤記されたときは、訂正しないで新しい小切手用紙を使用してください。金額以外の記載事項を訂正するときは、訂正箇所にお届け印をなつ印してください。ただし、訂正の記載やなつ印が、金額欄、銀行名に重なることがないようにしてください。

(約束手形用法)

- (1) 金額は所定の金額欄に記入してください。
- (2) 金額をアラビア数字(算用数字 1. 2. 3. ……) で記入するときは、チェックライターを使用し、金額の頭には「¥」を、その終りには「※」、「★」などの終止符号を印字するほか、3桁ごとに「,」を印字してください。なお、文字による複記はしないでください。
- (3) 金額を文字で記入するときは、文字の間をつめ、下表の文字一覧のとおり改ざんしにくい文字を使用し、金額の頭には「金」を、その終りには「円」を記入してください。また、崩し字は使用せず、楷書で丁寧に記入してください。
- (4) 金額欄には、第2項または第3項に掲げる事項以外の記入は一切行わないでください。特になつ印や金額の複記が金額欄に重なることがないようにしてください。

●金額を文字で記入する場合に使用する文字一覧

	1		2		3		4		5		6						
漢数字	壹	壺	弍	弍	貳	貳	參	參	四	泗	肆	五	伍	六	陸		
	7		8		9		10		100		1,000		10,000				
	七	漆	質	八	捌	九	玖	拾	什	百	陌	佰	千	仟	阡	万	萬

〈その他〉金、円、圓(円の異体字)、億

※お取扱い上の誤り防止等のため、上表以外の異体字、崩し字のご使用はお控えください。

- 金額を誤記されたときは、訂正しないで新しい手形用紙を使用してください。金額以外の記載事項を訂正するときは、訂正箇所にお届け印をなつ印してください。ただし、訂正の記載やなつ印が、金額欄、銀行名に重なることがないようにしてください。
- 手形用紙の右上辺、右辺ならびに下辺(クリアバンド)などの余白部分(下図斜線部分)は使用しないでください。



改正後の当座勘定規定等(当座勘定規定、小切手用法、約束手形用法)の全文は[こちら](#)をご覧ください。

以上

◆お問い合わせ◆

SBJ 銀行コールセンター 0120-015-017 (通話料無料)

《受付時間》 平日 9:00~18:00 (土日・祝日・年末年始を除く)